



市民的防衛の論理

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-12-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺島, 俊穂 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006297

市民的防衛の論理

寺 島 俊 穂

一 非暴力と平和の概念

近年、平和研究においても現実政治においても非暴力行為 (nonviolent action) への関心が高まってきている。それは、今世紀において非暴力的抵抗運動が数多くの創造的成果をあげているからである。また、政治的変革手段としての非暴力の潜在的可能性が注目されているためでもある。

このことに関連して平和の概念自体にも転換が起こってきている。従来、平和は「戦争のない状態」と規定されてきた。つまり、暴力的な闘争や戦争がないことが平和の伝統的概念であり、第二次世界大戦後は全面戦争の回避ということが平和の主要課題となった。これはもちろん、新たな世界大戦が起きれば核兵器が使用され人類の破滅につながるという認識による。一九六二年のキューバ危機までは米ソの冷戦が平和の最大の脅威であったが、六〇年代になって南北問題が注目を集めるとともに、南の諸国での強圧的政治、飢餓、差別、無権利状態といった戦争のない状態での貧困と抑圧が平和研究のなかで取り上げられるようになった。

ヨハン・ガルトゥング (Johan Galtung 一九三〇-) は構造的暴力 (structural violence) という概念によって社会構造のなかに組み入れられた暴力の存在を表し、それが南北間の格差、人類社会の構

造的ひずみによって生み出され、超大国の軍拡競争とも無縁でないことを示そうとした⁽¹⁾。この構造的暴力という概念は平和研究者から広範な支持を受け、平和の概念自体も広がりを見せ、現在では、戦争と平和が対比されるよりむしろ暴力と平和が対比されるようになってきている。つまり、平和は「暴力のない状態」と理解され、単に物理的暴力だけでなく差別や抑圧のような心理的、構造的暴力の廃棄も含まれるようになった。ガルトゥングは、「人を傷つける」ということが暴力の核心にあるとし、その観点から暴力を広く捉え、第三世界における抑圧の問題をも平和研究の視野に入れたのである。

しかし、このような暴力の規定は、広すぎ、暴力は社会的不正と大して変わらないことになってしまおう⁽²⁾。たしかに、広い意味での暴力には心理的、社会的次元も含まれるであろうが、物理的暴力と構造的暴力を区別し、変革の手段としての物理的暴力の否定に焦点を合わせておく必要があるかと思う。したがって、ここではたんに暴力という場合、「人の体を傷つける」という意味での物理的暴力のことを指し、狭義で用いる。というのも、暴力が政治において問題になるのは、目的を達成させるための手段としてであり、非暴力というのは暴力を用いず政治的変革を行なっていくことを意味しているからである。

つまり、平和を積極的、動態的に考えた場合、問題となるのは平和

を創り出していく手段である。「暴力のない状態」というのは紛争がないということではなく、紛争が非暴力的に行なわれるということである。平和を動的に捉えた場合、圧政や差別や抑圧のもとの安定を平和と呼ぶことはできないはずである。それらを積極的に排除していくことが、平和のための行為であることは確かである。ただ、そのために暴力を用いたのでは、「平和のための戦争」といったように、矛盾したことになる。そこで、非暴力行為によって積極的に現実を変えていくことが、求められているのである。

国内政治においてはごく日常的に非暴力的変革手段が用いられているので、このことはさほど奇異なこととは思われないだろう。民主制下においては、選挙による政権交替はしばしば行なわれていることであり、労働条件を良くするためにストライキを行なうことも合法化されている。また、特定の法や政策に従わず、非暴力手段によってそれらを変えていこうとする市民的不服従も、アメリカでの公民権運動に見られるように、積極的な成果を上げている。現代世界においては、政治体制の転換としての革命が非暴力でなされる事例も出てきている。一九七九年のイラン革命や一九八六年のフィリピン革命は非暴力を基調として前政権が打ち倒されたのだし、最近の事例でいえば東欧革命もルーマニアを除いて非暴力的になされたことは記憶に新しい。もちろん、第三世界を中心にクーデターによる暴力的政権奪取もなくなつたわけではないが、従来、革命＝暴力革命と思ひ浮かべられてきたが、非暴力でなされる非暴力革命も起きていることが重大である。このような事態によって革命に関するわれわれの固定観念は変更を迫られているといえよう。

しかしながら、国防に関しては依然として軍事力に頼るといふ思考

が幅を利かせているようである。それは、実際に国家を少なくとも一方の当事者とする暴力的紛争である戦争が第二次大戦後も度々行なわれてきたからである。イシュトヴァーン・ケンデによれば、一九四五―七六年に世界で一二〇の局地戦争が起り、七一カ国の領域で戦闘が行なわれ、八四カ国が積極的に関わり、一日当たりの平均戦争係数は一・一・五であった。その大半は国内反体制戦争であり、国内に革命勢力が抬頭し、国民の支持を失った政府の要請で外国軍が介入する代理戦争である。つまり、外国軍の進攻に対して暴力で立ち向かうことが一般的であり、ゲリラ型の戦闘が世界各地で発生したのである。畢竟、他国の軍事的脅威を前提に自国の軍事力の強化が図られてきており、軍事力の保持によって戦争が抑止されているという意識が生じたのも無理はない。

しかし、平和の問題は第一義的に戦争の問題であり、戦争に代わる国際紛争解決の方法が確立されていることが主要な課題であるとするならば、このような固定観念に挑戦することが求められよう。戦争の廃絶は現実的な政治の目標たりうるのか、侵略に対して非暴力手段で立ち向かうことは有効なのか、非暴力抵抗を中心にした防衛戦略とはいかなるものなのか、という問題である。欧米では第二次大戦後、非暴力手段による防衛の可能性が模索されてきた。それは、ヨーロッパにはナチスに対して非暴力で抵抗した経験があり、死刑制度が廃止されたり、デモやストライキなど非暴力的闘争の蓄積もあり、社会的に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

この防衛構想は、たとえ軍事的侵略を受けても、国民が一九となつて非暴力抵抗運動を行ない、侵略の目的を遂げさせず、軍事的侵略を敗北に追い込んでいくことを狙いとしている。領土を守ることよりも、

国民の生命や生活および社会組織を市民が直接守るといふ意味において、それは市民的防衛 (civilian defense, civilian-based defense) とか社会的防衛 (Soziale Verteidigung) と呼ばれている。それは、軍事的レジスタンスを意味する民間防衛 (civil defense) とは区別され、あくまで非暴力でなされるとされる。今までのところ、市民的防衛を自国の防衛政策として明確に採用している国はない。その意味で、市民的防衛はいまだ仮説的性格を免れない。ただ、外国軍に対して非暴力で抵抗するという思想や実際に非暴力で抵抗した事例は今までにいくつが存在し、それらは市民的防衛の可能性を示唆していると思われるので、歴史的事例から検討していきたい。

注

- (1) Johan Galtung, *Peace: Research-Education-Action, Essays in Peace Research* Volume One, Copenhagen: Christian Ejlert, pp.109-149 参照。
- (2) *Ibid.*, p.112 参照。
- (3) Jukka Gronow and Jorma Hippo, "Violence, Ethics and Politics," *Journal of Peace Research*, 1970 No. 4, p.314 参照。
- (4) Işvan Kende, "Local War 1945-76" in: Ashbjørn Eide and Marek Thee (eds.), *Problems of Contemporary Militarism*, London: Croom Helm Ltd., 1980, pp.261-285 参照 (同論文は、高橋進「失われゆく平和」『世界』一九八二年二月号、一一五―一二九頁に紹介されている)。
- (5) 従来 civilian defense という言葉が用いられてきたが、civil defense との混同を避け、military-based defense (軍事力に基づく防衛) と対照させる意味で、今日では civilian based-defense (市民に基盤を置く

防衛) という言葉が一般的に用いられている。そのような用語上の変更の提唱者はジーン・シャープであり、一九七五年米陸軍兵学校での将校との会話で後者の用語の利点に気づいたからだという (Gene Sharp, *Social Power and Political Freedom*, Boston: Porter Sargent Publishers, INC., 1980, p.196 参照)。しかし、ここではいずれにも市民的防衛という訳語を当てる。

二 非暴力民衆抵抗の事例

(1) ガンディーの防衛思想

現代の非暴力的抵抗運動の先駆者はマハトマ・ガンディー (Mahatma Gandhi 一八六九―一九四八) であり、彼の非暴力主義は、たんに国内的な闘争手段に限定されず、防衛政策においても貫かれており、彼は外国軍の侵略に対しても非暴力で抵抗せよと唱えた。彼の非暴力主義は、つねに進展していったのであり、とくに戦争に関する見解の点でそういえる。彼は、自ら銃をとったことは一度もなかったが、ポーア戦争のときイギリスの側に立ち二〇〇名のインド人野戦衛生隊を組織し、第一次世界大戦のときにもイギリスに協力し、インドで新兵を募るなど戦争のための兵の募集を行なっている。しかし、のちにこれを誤りと認め、第二次世界大戦のときはヒトラーときえ非暴力で闘うことを説いている。つまり、一九三八年終わりから三九年初頭にかけて彼はドイツのユダヤ人に対してナチスに非暴力で立ち向かうように、三八年一〇―十一月にはチェコ人とスロヴァキア人にナチスに非暴力で抵抗するように訴えかけている。

だが実際に、第二次世界大戦のとき、インドを侵略しようとしてい

たのは日本である。彼は、日本軍が侵攻してきた暁には、非暴力抵抗を始めることを説いている⁽⁴⁾。そして、「彼らは抵抗者を皆殺しにすることも考えられる。けれども、このような非暴力的抵抗の根底には、侵略者もやがては精神的に、あるいは肉体的にも、非暴力の抵抗者を殺害するのに飽きるだろうという信念が潜んでいる」と述べている。実際には事情はより複雑であり、日本軍がインドをイギリスの軀から解放させてくれると信じているインド人も相当数いることはガンディーも認めるが、彼自身は日本の中国侵略を非難し、日本軍によって侵略を受けたら各自治州で非暴力で闘うよう唱えている⁽⁵⁾。

ガンディーは、この考えを独立後のインドの防衛政策にも採り入れようとした。一九三九年には彼は、国民会議派のなかで、独立インドの防衛政策について論じている。もちろん彼の立場は非暴力による防衛だが、彼の提案は国民会議派のなかで支持を得るには至らなかった。というのは、会議派は非暴力を対英闘争では採用してきたが、対外政策として採用するまでには心の準備ができていなかったからである。つまり、彼らは戦略的に非暴力を採用したのであって、非暴力に対してガンディーほど強い信念を持ち合わせていなかったのである。ガンディーは、「会議派が非暴力の政策を誓ったのであれば、暴力を支えとする軍隊などあろうはずはありません。それなのに会議派は、軍隊を見せびらかせているのです」と喝破している。

ガンディーは、「人類はいつの世にもへ已むない自己防衛」という言葉をもって、暴力や戦争を正当化しようとしてきた」といい、「侵略者の暴力を破るのは、それを上回る防衛者の暴力しかないと考ええるのは、単純な公式論である。こうして、世界中どこへ行っても、人類は気違いじみた軍備競争にやっきになっているのだ」と語っている。

このような悪循環を断ち切るために、彼は自己犠牲さえ厭わぬ非暴力手段による防衛を提唱したのだし、それは決して受動的な防衛構想ではなく、「非暴力軍」の構想さえ伴っていた。

ガンディーはインド独立後も自らの思想を説き続けた。彼の非暴力防衛の構想は、非暴力的方法の訓練を受けた民衆による非暴力抵抗の途であった。彼は「集団的紛争の解決に徹頭徹尾非暴力の武器を用いることが、自由インドの義務である」と述べたが、彼のその願いに反して、インドとパキスタンの間には暴力的紛争が起こり、独立後のインドは武装を放棄したわけではなかった。インドにはガンディーの防衛政策を採用する前提条件が欠けており、彼自身外国軍の侵略に対して非暴力を実践する機会に恵まれたわけではなかった。ガンディーの非暴力防衛思想は、究極的には自己犠牲さえ厭わぬ精神に支えられており、そのような精神をすべての人間に要請できるものではあるまい。また、彼の防衛思想は素朴な響きすらするが、そこには人類史を転換させる潜在的な可能性が含まれている。

(2) ナチス占領下の非暴力抵抗

ガンディーの場合ナチスと非暴力で闘えというのは訴えかけでしかなかったわけであるが、実際にナチスの占領下で非暴力で抵抗したケースがある。一九四〇年から四五年にわたって行なわれた、オランダ、デンマーク、ノルウェーの抵抗運動の主要な側面がそれである。そのような事例はナチスの占領下であっても、非暴力抵抗がある程度の効果を発揮したこと、それは占領軍を追い返すことはできなかったし、またそのようなことを狙いにしたわけでもなかったが、支配の効率を妨げることが可能にした実例になっている。

これらのうちノルウェーを取り上げれば、一九四〇年四月にノルウェーがナチスに占領されたのちノルウェー人はナチスおよびノルウェーの傀儡政権に対して非協力を幾度となく示した。一九四〇年夏から行なわれたスポーツ・ストライキがその一例である。ノルウェーのある地方に駐屯するドイツ軍士官が、その地方のフットボールチームに対してドイツ兵と試合をするように求め、最初のうちそのような試合もなされたが、外国チームとの試合を禁ずる、一九三九年に出された指令を盾に、ノルウェー人はドイツ兵との試合を拒否した。すると、ドイツ兵はノルウェーのスポーツクラブにはいろうとしたが、拒否された。テニスクラブの場合、ドイツ兵がコートを使っているとき、クラブのメンバーはコートを離れ、侵略者とプレーすることを拒んだ。

同年九月には、ノルウェースポーツ連盟は、スポーツ組織の自治と独立には介入があつてはならないという意思表示を行ない、隣接諸国との間で国際的なスポーツ試合を行なうという提案の拒否をスポーツ担当大臣に申し入れた。それ以後運動のイニシアティブはさまざまなスポーツ団体の成員に移り、「少数の例外を除けば、ファシストの支配するスポーツ組織のいっさいの活動が占領のあいだ終始ボイコットされた。そうしたボイコットには、公式のスポーツ行事やスポーツ試合に対する参加と出席が含まれていた」。このようなスポーツ・ストライキは上からの指令で行なわれたのではなく、全国のいたるところのスポーツ団体から自然発生的に生じ、大多数の青年を結集し、解放の日まで持続して行なわれたのである。

このような抵抗は、教員たちの団体に受け継がれた。クヴィスリング傀儡政権は教員たちに、新設された国民社会主義組織に一九四二年三月までにはいり、国民社会主義のイデオロギーにそつた教育をする

ように命令したが、公然たる拒否に遭つた。「教員たちの公然たる拒否は、一〇〇〇名に及ぶ教員の逮捕や北辺寒冷の地にある強制収用所への集団移送を引き起こした。しかしこれらの強制措置は被逮捕者やまたは逮捕されなかつた教員たちから、何らの譲歩をもちとることができなかつた」。その後、逮捕された教師たちの一〇人に一人を射殺するといふ脅しに対してもその夫人たちは決して屈服しなかつたので、クヴィスリングは教員たちを釈放せざるをえなかつたのである。このようにして、さまざまな分野での抵抗は国内体制のナチ化を押し止める力になりえたのである。

(3) チェコ事件の意味

ところで、国民的な規模での非暴力による抵抗運動が見られたのは、一九六八年のチェコ事件においてであり、これは失敗に終わったが、非暴力民衆抵抗の実例になっている。つまり、チェコスロヴァキアにおける民衆抵抗は、国民が一丸となってワルシャワ条約軍に対して非暴力による抵抗を試みた点で画期的であり、その失敗の要因を探ることが市民的防衛の有効性を考える上で重要である。

この事件は、民主化を求める「プラハの春」という情勢のなかで社会主義体制の崩壊を恐れたソ連をはじめ、東ドイツ、ポーランド、ハンガリー、ブルガリアの五カ国のワルシャワ条約軍が一九六八年八月二〇日にチェコ領内に侵入したことに端を発する。五カ国軍は、党、政府などの主要な建物を占拠し、ドブチェク第一書記、チェルニーク首相はじめ改革派の要人を逮捕し、ソ連に連行した。これに対し、チェコ国民は非暴力手段による抵抗を試みた。この抵抗は国民が一丸となつてなされた。トップレベルではスヴォボダ大統領自身がソ連軍に住

居を取り囲まれたにもかかわらず、ソ連の要求をきっぱり拒み、新しい政府をつくろうとしなかった。民衆レヴェルでは、小売店や農民は侵略軍に物資を供給することを拒んだ。民衆は戦車の前に座り込んだり、交通標識を壊したり、取り替えたりして占領目的を妨害したり、ラジオ放送やポスターで占領軍の兵士を説得し、その士気や効率を落とそうとした⁽²⁾。これらは、国民的結束のもとで自然発生的になされ、一定の期間成果をあげた。しかし一九六九年四月にはドブチェクが第一書記を解任され、フサークがこれに代わった。また、当初驚くべき規律をもって行なわれた民衆抵抗も、一九六九年春、対ソ・アイスホッケイ試合での勝利に陶醉した民衆が非暴力の規律を失ったとき、その敗北は決定的なものとなった⁽³⁾。

チェコ事件の場合、民衆抵抗は結局は敗北してしまわねど、国民的規模でなされ、侵略軍と非暴力で闘ったという点で注目し値する。というのは、侵略の不当性を訴えるのに非暴力は有効だったからである。一九五六年のハンガリー事件においてはソ連軍との間に市街戦もなされたが、その主要な側面ではプロテストや説得など非暴力手段が用いられ、しかもそれは感動的な効果を発揮した。一部のソ連軍将校のなかには、ハンガリー側に身を投じて闘う者もあらわれ、戦死した者もあった⁽⁴⁾。非暴力的方法が有効だとしたら、それは侵略国にとって侵略それ自体が目的ではないからである。侵略は、より大きな目的を達成するためになされるものである。そして、そのためには他国の民衆を効率的に占領・支配しなければならぬが、非暴力的抵抗によってこれが困難になるのである。チェコスロヴァキアの場合でも、侵略軍は初期の段階において予期しないさまじな困難に出遭った。したがって、もし前もって非暴力で国を守る準備と訓練が存在してい

たならば、「そうした困難をかかなり大幅に増大できたであろう。そうした準備と訓練が完璧である場合には、そのつもりでいる侵略者は、たとえその国を容易に侵略することはできても、その国を成功裡に支配することはできない⁽⁵⁾ということのみをみてとるようになるであろう」と推定される。

もちろん、非暴力手段を用いれば必ず勝利を収めるとか、犠牲が出ないということではなく、非暴力手段でも負けることもあるし、犠牲者は出る。不服従運動の指導者であるガンディーやマルティン・ルーサー・キング牧師は暗殺されたわけだし、インドの対英独立運動では約八〇〇〇人のインド人の死傷者があったと推定されている。しかし、これまでの事例から見ても、現代世界において非暴力手段による闘いは、確実に軍事力による戦闘より犠牲者は少ないと想定できる。しかも、一定の規律のもとでねばり強く闘えば、かなりの成果があるであろうと思われ。このような観点から、非暴力手段を防衛戦略としても活用する政策構想が打ち出されている。つまり、軍事的防衛を非軍事的（非暴力的）防衛に変換しようという政策構想があり、欧米では市民的防衛論として研究が積み重ねられ、軍事侵略に対する非暴力手段による民衆抵抗の有効性が示唆されているのである。

注

- (1) Gene Sharp, *Gandhi as a Political Strategist*, Boston: Porter Sargent Publishers, INC., 1979, p. 141 参照。
- (2) マハトマ・ガンディー著、森本達雄訳「わたしの非暴力 1」（みすず書房、一九七〇年）、一八頁参照。
- (3) 同書、一七二—一七五頁参照。

- (4) マハトマ・ガンディー著、森本達雄訳『わたしの非暴力2』（みすず書房、一九七一年）、三〇―三三頁参照。
- (5) 同書、三〇頁。
- (6) 同書、三二―三八頁参照。
- (7) 同書、二六七頁参照。
- (8) 同書、二六九頁参照。
- (9) 同書、同頁。
- (10) 『わたしの非暴力1』、二一九―二二二頁参照。
- (11) 『わたしの非暴力2』、二七二頁。
- (12) *Gandhi as a Political Strategist*, p.191.
- (13) Gene Sharp, *Exploring Nonviolent Alternatives*, Boston: Porter Sargent Publishers, 1971, p.121. シーン・シャープ著、小松茂夫訳『武器なき民衆の抵抗——その戦略的アプローチ』（れんが書房、一九七二年）、二二〇頁参照。
- (14) *Ibid.*, pp.6-7. 邦訳、三一―三三頁参照。
- (15) *Ibid.*, pp.8-9. 邦訳、三五頁。
- (16) *Ibid.*, pp.8-9. 邦訳、三五―三七頁参照。
- (17) 宮田光雄著『非武装国民抵抗の思想』（岩波新書）（岩波書店、一九七一年）、九四頁参照。
- (18) 同書、九四頁。
- (19) 同書、九五頁参照。
- (20) Philip Windsor and Adam Roberts, *Czechoslovakia 1968*, London: Chatto and Windus Ltd, 1969, p.118 参照。
- (21) 『非武装国民抵抗の思想』、一〇二頁参照。
- (22) 同書、八八頁参照。

(23) *Exploring Nonviolent Alternatives*, p.61. 邦訳、一一二―一一三頁。

三 市民的防衛論の検討

非暴力手段による防衛という思想はガンディーにも見られたが、市民的防衛論が軍事専門家を含む多くの人びとに注目されるようになったのは第二次大戦後の欧米においてである。この背景には、核兵器に象徴的に現れているように、軍事技術が飛躍的に発達し、大国の侵略に対して小国が軍事力で立ち向かっても勝ち目がなければかりか、非常に大きな人的犠牲が予想されるという事態がある。このことは、チェコスロヴァキアのように侵略を受けた国で、軍事力が発動しなかった事実を示される。これはもちろん、チェコの軍隊が西側からの攻撃に対処するためのものであって、東の同盟諸国からの攻撃を想定していなかったためでもあるが、一九九〇年八月のイラクによるクウェートへの攻撃にも見られるように、多少の軍事力があってもより強大な国からの侵略には効果がなことが明らかになってきている。軍事力で戦っても意味がなく、犠牲が大きいいことは、逆に非暴力による闘いの方が現実的で、犠牲も少ないという認識につながっていく。また、ガンディー以来非暴力による闘いが創造的成果を収めていることが広く認められ、欧米では、革命的テロや暴力的紛争が消滅したわけではないが、少なくとも国内的な紛争は非暴力でなされるべきだという広範な合意が存在している。そのような意味で、非暴力防衛の構想はたんに平和主義者や非暴力主義者だけでなく、軍事専門家を含む現実的な思考をする人びとにも共鳴盤を見いだしたのである。

非暴力防衛の構想を信条としてでなく政策として考えていく転換点

となつたのは、イギリスの退役海軍司令官、ステファン・キング・ホール卿が行なつた提案である。キング・ホールは、一九五七年に現役将校に向けて、核兵器を含む軍事的手段よりも、準備された非暴力抵抗の方がより良い防衛政策となる可能性について講義し、注目を浴びた。彼は、その考えを『核時代における権力政治』のなかに書き表したが、この本は現実主義的な非暴力防衛政策への転換の里程標となつた。彼はそのなかで「現在物理的暴力は依然として第一の重要性をもつものとみなされているだけでなく、すでに夢のように膨大な規模に達したその量を増大させる無意味な競争が起こっている。暴力を王座から引き降り降ろすだけではなく、それをほかの権力のメカニズムに置き代える必要がある」と述べ、非暴力の力と国連の機能に注目した、積極的な防衛政策を提起している。この本をなかで提起された一方的核廃棄や非暴力的防衛の可能性の検討は、イギリス政府によつては採り上げられなかったが、一九六四年になつてイギリス、アメリカ、西ドイツ、ノルウェーの若手の研究者がこの政策を進展させる仕事に着手した。同年四月に「市民的防衛」という小冊子がロンドンで出版され、九月には市民的防衛の性格と問題についての専門家会議がオックスフォードで開かれ、参加者には著名な軍事評論家のリデル・ハートもいた。彼らは、教条的平和主義から区別するためにその防衛政策を市民的防衛と呼び変えている。市民的防衛という用語を使うのは、軍隊ではなく一般市民を防衛の主体とし、暴力手段ではなく非暴力手段によつて一丸となつて市民生活を守るといふ意味においてである。これは、非暴力では領土防衛は不可能だが、つまり外国軍の侵入は許してしまつても、領土の上に存在する国民の生命や社会組織を守ることは可能だといふ考え方であり、西ドイツでは領土ではなく社会的な生活様式を守

ることを主眼とするという意味で社会的防衛ということばが一般化している。一九六八年のチェコスロヴァキアの民衆抵抗は、あらかじめ準備されてなされたものではなかったが、市民的防衛の主唱者の主張に脚光を浴びさせることになつた。

欧米では、市民的防衛論は、現実的な政策として関心を集めているのであり、決して平和主義者の間でだけ論じられているわけではない。これは憲法で軍隊の保持と交戦権を否定しておきながら、軍事力もち、非武装防衛を理想として棚上げしてしまつてゐるわが国の状況とは対照的である。もちろん、欧米でも市民的防衛論は懐疑的に見られることもないわけではなく、概して非正統的なアプローチとみなされているとしても、軍人や軍事専門家が関心を寄せていることからわかるように、はるかに真剣な受け止め方をされているといつてよい。わが国においては憲法第九条を防衛政策として現実化しようとして、憲法解釈を変えることによつて軍事力を整備させてきている。このような理念と現実との乖離を惹き起こしたのは、ひとつには国際情勢の変化であるが、もうひとつには国民の側で非暴力的な防衛政策を構築する主体的努力が決定的に欠けていたためである。それゆえ、市民的防衛論を検討することはわれわれにとつても意味があるに違いない。ここでは、主として市民的防衛論の代表的な主唱者であるジーン・シャープ (Gene Sharp 一九二八—) の議論を取り上げ、検討を加えていきたい。

シャープは、市民的防衛は信条ではなく政策だということを強調している。ということとはつまり、市民的防衛を採用する国の市民がすべて平和主義者や非暴力主義者である必要はなく、その政策としての有効性を確信することが求められているのである。市民的防衛は、侵略

軍に對し非暴力的闘争を行ない、国民の生命や生活を守ることを目的としてゐるのだから、これまでの歴史的経験として非暴力で闘われた実例が参考になる。彼の理論的出发点はガンディー研究にあり、それは彼の行為を政治戦略として意味づけるものであった。つまり、ガンディーが行なつたのは「暴力なき闘い (war without violence)」であり、非暴力を有効な政策として高めた点が強調される。市民的防衛は非暴力による積極的な闘いを前提としており、そのためにはそれに耐えうるように民衆を訓練していかねばならない。その前段階として非暴力行為についての調査・研究および自国政府への働きかけが要請されている。シャープは、「市民的防衛政策の主要な手段は非暴力行為である。これは無抵抗や怯懦とは正反対の態度である。非暴力行為とは、説得の試みであるだけでなく、力の行使である。それは、人間の本性が「善」であることを前提にしたりはしないし、たいていの場合、普通の人間によって行使されている。それは、侵略に抵抗する様々のグループ間での、主義の共有ないし利害における高度の共通性を、そのための絶対の要件とするものでは必ずしもないし、また、非暴力的「強制」をその手段となすこともありうる。非暴力的行為の技術は、「東洋的」であるのと少なくとも同程度に「西洋的」であり、それは、抑圧的であつた暴力的な敵に對して闘争を遂行するために工夫されたものである」と述べ、現実的アプローチの必要性を説いている。シャープは、人類の歴史的経験によつて確認される非暴力行為の方法を三つのカテゴリーに分け、それらが市民的防衛においても適用可能なことを示唆している。それらは、①非暴力的プロテスト——行進、ピケ、監視、官吏に對する「つきまとい」、公的な集会、プロテストのための文書の印刷および配布、栄典の放棄、プロテストのため

の移住、ユーモラスないたずらがあり、これらの手段は反対運動が禁止されているところでは大きな効果をもたらす。②非暴力的非協力——種々のストライキとボイコットであり、かなりの人数の人が参加すれば、侵略軍による支配体制が通常の効率と機能を維持するのを困難にする。③非暴力的介入——座り込み、ハン・スト、断食、第二政府の樹立などで、比較的少数の人間で比較的大きな効果を上げうる。これらの直接的方法とともに侵略・占領に對する抵抗の間接的手段として有効だと思われるのは、情報伝達である。これは国内外に向けて占領の実態とそれへの抵抗の存在を知らせることによつて、国内の民衆の士氣と國際世論の反応を喚起する機能をもつと想定される。

シャープは、各国が今すぐ市民的防衛を自国の防衛政策として採用しようと考えてゐるわけではない。彼は慎重に、「軍事的防衛から市民的防衛への転換——それが脱武装 (transarmament) と呼ばれる過程であるが——に先立ち、長期にわたり、かなりの研究・調査および分析を積むことが必要であろう。市民的防衛の本質、実行可能性、長短、およびそれをめぐる諸問題、さらには市民的防衛がその実施においてとるであろう一切の形態に關し、公的な研究、思索、討論、討議が広く行なわれるということもきわめて重要であろう」と述べている。実際に彼の近年の仕事は、市民的防衛についての調査・研究に集中しており、このような発想へと人びとを挑発することを意図している。

脱武装の過程は、それぞれの国の置かれた國際的位置、國際状況、市民大衆の非暴力の受容度によつて変わってくるが、徐々に進むものと想定されている。シャープによれば、民主国家であれ、短期間で巨

大な軍事機構をすべて除去することは不可能だが、市民的防衛の有効性を国民が確信したら、それを自国の防衛の一要素として付け加えるであろう。こうして、市民的防衛に対する依存度を次第に高め、軍事的部門を段階的に消滅させ、ついには両者を入れ替えることが可能になろう。その場合、軍事部門の一部は、新しい市民的防衛体制に適合するよう再訓練されることになろう。彼によれば、脱武装が決定されれば、市民防衛省と呼ばれるべき機関が中心になって国全体の教育計画など市民的防衛に関する準備を進めていくことになろう。また市民的防衛は、他国が軍事的武装の段階に留まっても、一国だけでも、あるいは少数の国でも他国に先駆けて採用することができるのだという。シャープが、この政策をまず採用するのに適しているとみなすのは、「防衛において自助を切望しながら、軍事力によってそれを達成できない国々」である。具体的にはヨーロッパの小国が想定されている。つまりそれは、このような政策が実際に検討されているスウェーデン、オランダ、潜在的にはより適合性のあるオーストリア、フィンランドである。

シャープの場合、脱武装は非軍事的防衛へのシフトを意味し、軍備に依存しない防衛の在り方の模索を意図している。彼が非武装という表現を使わないのは、非武装ということばにまわりつく消極的な意味合いのためである。シャープ自身、「もし非武装が防衛能力の滅殺もしくは放棄を意味するのであれば、市民的防衛は非武装ではない」と明言している。脱武装、すなわち市民的防衛への転換は「通常および核による軍事力に依拠することなしに抑止と防衛の手段を提供するような新しい防衛能力をもって旧来のそれに代替させる」ことを意味し、非暴力手段によって防衛を行ないうる体制を目指しているのだから、

ら、両者の概念的異同を問題にするのではなく、非武装を受動的イメー
ジから脱却させるためにそれに非暴力抵抗という積極的内実を付け加
えていくことが必要であろう。

問題はむしろ、脱武装が必ずしも非軍事的防衛へのシフトとして受け取られていないことにある。ガルトゥングは、脱武装を攻撃的防衛から防衛的防衛への移行という意味で捉えている。防衛的防衛とは、通常防衛、準軍事的防衛、非軍事的防衛という三つが組み合わさった防衛であり、次第に非軍事的防衛に比重が移っていくことも予想されるが、すぐに非軍事的防衛を採用せよというのは楽観的だということである。もちろん防衛的兵器のなかには強大な破壊力を備えた兵器も含まれていることは彼も認めるが、非暴力抵抗という選択肢は信憑性に欠けるということである。というのは、「圧倒的多数の人びとは非軍事的防衛が可能であると信じておらず、それを信じているのは良心の兵役拒否者や平和主義者の一部にすぎない」からである。

たしかに脱武装が実現するには、市民大衆の圧倒的な支持がなければならぬ。そのためには、非暴力手段の有効性を説得力ある形で示さねばならない。シャープの研究はその点に集中している。このような構想や研究自体、比較的新しいものであり、脱武装にはかなりの時間が必要なかもしれない。それは、国家間の不信の構造の除去と並行して進んでいくであろう。そのためにも、たんに市民的防衛に限らず、民衆レベルでの情報交換・意思疎通が重要な役割を果たす。市民的防衛において、実際に侵略された場合、用いられる闘争手段は、非協力や不服従である。そういう運動が有効であるかどうか、国際的環境、リーダーシップの在り方、民衆の非暴力的熟練度など多くの要因に依存しているといえよう。したがって、世界をより非暴力的

なものに変えていくためにも、脱武装の目標を非軍事的防衛に見定め
ておくことは重要である。

このことは、混合戦略に対する評価にも関わってくる。混合戦略と
いうのは、市民的防衛と暴力的サボターージュ、ゲリラ、暗殺など通常
戦闘とを組み合わせ、侵略軍に抵抗しようとする考え方である。市民
的防衛論では概して、この立場は危険だとして斥けられている。歴史
的経緯からいえることだが、二つの戦略の組み合わせは互いに効果
を減殺させ、暴力抵抗が非暴力抵抗をも一挙に弾圧する口実を与える
であろうことは容易に想像がつく。したがって、ガルトウングのいう
ような防衛的防衛の構想も、それが市民による暴力手段の行使をも許
容する限り、混合戦略ということにならざるをえない。反対にシャ
ープがいうように、「非暴力的闘争における成功は、つぎの一事に、す
なわち非暴力行動者があくまで自分自身の方法で闘争しぬくかどうか、
弾圧者の残虐性にたいする情動的な敵意にひきずられてにせよ、一時
の勝敗に誘惑されてにせよ、あるいはその例は数多くあるが、弾圧者
側で使う挑発者に挑発されてにせよ、弾圧者自身の暴力的な方法で闘
争を行なおうとするいっさいの圧力に対しあくまでも抵抗しぬくかど
うかに、きわめて大きくかかっている」。もちろん、非暴力的抵抗を
試みるとしても、暴力が全く用いられないということはありえないで
あらう。問題は、非暴力の規律を基本的に保てるかどうかであり、そ
のためには暴力を認めないリーダーシップが民衆の側で確立している
ことが求められる。

しかし、市民的防衛論も非軍事的防衛への即時的移行を主張してい
るのではないのだから、脱武装の過程で侵略を受けたらどのように対
応すべきなのか。残存する軍事力は行使されえないのか。この点に関

してシャープは明言していないが、市民的防衛論の立場からいって少
なくとも市民はあくまでも非暴力で抵抗することとなる。軍隊の役
割も領土防衛に限定されることになり、市民の生活圏で戦闘が起る
ことは市民的防衛論から逸脱したこととなる。市民的防衛に対する
国民の確信が深まれば、国境で戦火を交える可能性も少なくなっ
ていであろう。侵略国の攻撃的兵器に見合った防衛的兵器をもつこと
は実際には困難となり、軍事力で対抗することが国民の生命を守るこ
とにならないことが理解されるからである。

市民的防衛論は、国内における警察の存在を否定しているわけでは
なく、その意味ですべての暴力手段を否定しているわけではないと思
われる。警察が国内秩序を維持するために必要なように、国際秩序を
維持するためになんらかの強制力が必要だということにならう。しか
るに国家間の暴力的紛争である戦争を廃絶しなければならぬのは、
戦争が結局は集団的殺人にはかならず、道徳的に倒錯した現象だから
である。つまり、戦争においては自分の責めとは関係なく戦場に駆り
出され、いとも簡単に生命を否定されるとともに、いかに速くいかに
多くの人を殺せるかということが追求されるからである。普段は人を
殺すことが悪とされるのに、戦争ではできるだけ多くの人を殺すこと
が善とされるといって倒錯した状況が生み出される。このような状況に
どう対処しうるのであるかといえば、自衛権自体は国民に固有の権利だとし
たら、非暴力手段で侵略に対処するのが民衆の側での方策とならう。
だが一方で、市民的防衛論が超国家機構による国際紛争解決のための
最低限の武力行使を認めるのかという問題がある。具体的には、超国
家的機構である国連の平和維持機能をどう評価するかという問題が出
てくる。

この点に関して、キング・ホールは国連の機能を積極的に評価し、外交の目標を世界政府の樹立に置いている。シャープは、国際機構のもつ価値を否定するものではないが、世界政府の樹立が平和の確立につながるという考えは採らない。主権国家がなくなれば、戦争の当事者が存在しなくなるのだから国家間の戦争はなくなるであろう。しかし彼は、世界連邦思想が想定しているように、国家主権の存在が戦争を起こしてきたわけではないこと、強大な権力が形成されることによる自由そのものへの危険、「そうした制度の下では（世界的な内戦）を処理する平和的な方法が欠如すること」を示唆している。たしかに、暴力手段を一種に集中することの危険性は否定すべくもないし、世界政府といってもその基盤になる世界社会や世界文化の形成を待たねば実現不可能であろう。しかし、国際的な平和秩序の形成や維持の観点からは、安全保障理事会の構成を含めて国連の改革とその機能の強化という方向が出てこざるをえないし、その方向性と市民的防衛の論理とは矛盾するものではないと思われる。ただ、世界政府と違って国連は基本的には国家連合であり、国家主権を否定するものではないのだから、国連の平和維持機能といっても国内における警察とは異なっている。国連軍と特定の国との戦争も国家間の戦争と変わらず、多大な犠牲が出ることは間違いない。国連による武力行使は、たとえ冷戦後の国際状況のなかで可能になるとしても、最大限回避すべきである。市民的防衛論の立場からは、国家や民族への制裁は非暴力手段でなされねばならないし、国連の機能強化は戦争を喰い止める力となる方向のみ肯定される。

というのも市民的防衛論は、軍事力に頼るのではなく非暴力手段によって市民が直接自分たちの生活を外国軍の侵略から守ろうという考

え方に依拠しているからである。それは、市民主体の防衛構想であり、軍事的防衛への依存からの脱却を図ろうとしている。市民的防衛論者も、今すぐそれが可能だというのではなく、非暴力手段の有効性を説き、軍事的防衛から非軍事的防衛への移行を唱えているのである。世界を非暴力的なものへと変えていくことが平和の目標だとしたら、このような防衛構想は平和の理念に見合ったものであろう。

ただ、問題は防衛政策として非暴力手段がどれだけの支持を獲得できるかという点にある。依然として軍事力によって安全が守られているという意識が根強いからである。もちろん、軍事技術の発達が抑止効果をもつことは、たんに政策決定者の意識の上だけでなく、国民の意識の上でも否定しえない。非暴力主義を推し進めていって警察力すら否定する立場もあるが、これは現実的ではない。しかし、市民の立場からすれば、国家行為としての戦争を廃絶するための現実的構想が必要であり、市民的防衛論とはまさしくそういった性格のものである。シャープ自身は、核の抑止力を認めているが、他方核兵器使用の可能性が核抑止力の前提になっているのだから、核抑止を市民的防衛の抑止に置き代えようとしている。つまり、侵略されても市民的防衛を行なう用意のあることを内外に示すことは、侵略を未然に防ぐ抑止力たりうるという発想である。だが、そのためにも、非暴力防衛手段に対する信頼、信念が国民の間に定着している必要がある。市民的防衛論は、侵略という非日常的な事態を想定しているが、この点で非暴力の日常的な積み重ねと関連している。

言い換えれば、市民的防衛が有効になる条件を日々整えていくことが求められている。非暴力行為は主として国内の紛争において用いられてきたのだが、占領下においても非暴力手段は一定の効果を発揮す

るであらう。そのためには国内における紛争を非暴力的に解決する実践を積んでいくことがまずもって要請される。一九八九年六月の天安門事件のように、非暴力が圧倒的な暴力に直面し、無力を晒け出す場合もある。非暴力手段が有効になったのは今世紀にはいつてからであり、民主化や人権の思想の広がりとも関係がある。したがって、防衛の問題をたんに非常事態の想定として考えるのではなく、戦争や暴力的紛争が起こらないような構造をどのようにつくっていくかという観点からも検討していかなければならない。

この点で、市民的防衛論の場合、あまりにも非常時に傾いた議論の構成をしているといえよう。もちろん、そのような構想が無意味だといっているのではなく、逆にそのような構想を実現するためにも、戦争を起こし得ないような国際的な相互依存の構造をつくっていくか、ねばならないと思われる。それは、世界経済、通信技術のような分野から文化交流、民際交流、平和教育など多様な側面で市民間のつながりを強めていくことである。その意味で、平常時の努力と非常時の対応策との連携のなかで防衛政策を考えていくことが、市民の平和戦略の課題とならう。

注

- (1) *Czechoslovakia 1968*, p.112 参照。
- (2) *Gandhi as a Political Strategist*, p.192 参照。
- (3) Stephen King-Hall, *Power Politics in the Nuclear Age: A Policy for Britain*, London: Victor Gollancz Ltd, 1962, p.180 参照。
- (4) Adam Roberts, Jerome Frank, Arne Naess and Gene Sharp, *Civilian Defence*, London: Peace News, 1964, 70p.

(5) *Gandhi as a Political Strategist*, pp.191-292 参照。

(6) C・ダグラス・ラミスは、GHQと日本政府の指導者たちが憲法第九条を「一片の安っぽい偽善に変えてしまったことは、この国の最大の悲劇のひとつになるかもしれない。なぜなら、第九条もまた、未だかつて一度も実践されていないことは、肝に銘じておくべきだからである。それが書かれていらい一度として、日本国民は「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」という前文に書かれた偉大な実験を、実際に試みることはできなかった。一九四五年以来一貫して、日本の「安全と生存」は核の傘を含む米軍の「保護」の下にあった。最近ではますます自衛隊がこれを補うようになった。厳密にいえば、「平和憲法を守れ」というスローガンは、なんの意味もない。第九条と前文に表現された平和の原則は、一度も試みられたことがないのである」と述べている（『ラディカルな日本国憲法』加地永都子ほか訳、晶文社、一九八七年、三一―三三頁）。もちろん、憲法第九条が日本の軍事化の歯止めになってきた事実は指摘できるが、日本国民が第九条を現実化する途を真剣に模索してこなかったこともまた否定しえない事実である。

- (7) Krishnalal Shridharani, *War Without Violence: A Study of Gandhi's Method and Its Accomplishments*, New York: Harcourt, Brace, and Co., 1939.
- (8) *Exploring Nonviolent Alternatives*, p.54. 邦訳「一〇二頁（訳語一部変更）『傍点のシャープ』」。
- (9) *Ibid.*, p.32. 邦訳「六九―七〇頁参照」。
- (10) *Ibid.*, p.57. 邦訳「一〇六―一〇七頁（傍点のシャープ）」。
- (11) *Ibid.*, pp.68-69. 邦訳「一二四頁参照」。

- (12) *Ibid.*, p. 57. 邦訳、一〇七頁参照。
- (13) *Ibid.*, p. 68. 邦訳、一二三頁参照。
- (14) Gene Sharp, *Making the Abolition of War a Realistic Goal*, New York: World Policy Institute, 1981, p. 12. シーン・シャープ著、岡本珠代訳「戦争の廃絶を実現可能な目標とするために」『軍事民論』特集第二八号（一九八二年五月）、一一一頁（訳文一部変更）。
- (15) *Ibid.*, p. 12. 邦訳、同頁参照。
- (16) 市民的防衛論は基本的には日本社会党の基本政策である非武装中立と相通じるが、非武装と無抵抗が実際混同されて受け取られ、非武装が市民の非暴力抵抗の訓練や組織化の問題として捉えられてこなかったことが問題である。これは、坂本義和が次のように語っていることである。「日本での問題は、非武装中立という戦略そのものではなく、非武装抵抗・非暴力抵抗を本格的に組織化することを一度として試みなかったこと、その意味で非武装と無抵抗とを実際上混同してきた点にあると思います。つまり、安保条約を廃棄し、そのあと武装しないでジッとしていれば安全が維持できるという、非常にスタティック（静態的）なイメージとだけ結びつけられがちだったわけです。それはたしかに問題です。しかし非武装抵抗とはそういうものではない。それは、市民の非暴力抵抗の訓練や組織化に裏打ちされ、それによって、不正の侵入に対してわれわれは黙認しないという意思表示を、市民レヴェルで対外的にもたえず行なっているというダイナミックな状態であるはずです。」（『新版・軍縮の政治学』〔岩波新書〕岩波書店、一九八八年、一六〇頁、傍点は坂本）。
- (17) *Exploring Nonviolent Alternatives*, p. 67. 邦訳、一二三頁（傍点はシャープ）。

- (18) *Ibid.* 邦訳、同頁参照。
- (19) J. ガルトゥング著、高柳先男・塩屋保訳『平和への新思考』（勸学書房、一九八九年）、三二五頁参照。
- (20) 同書、同頁。
- (21) 社会的防衛（＝市民的防衛）では領土防衛は不可能だという観点から混合戦略を採るべきだという議論もある。例えば、Heinz Verschera, *Soziale Verteidigung, Ziviler Widerstand, Immunitätende Neutralität*, Wien: Wilhelm Braumüller, Universitäts-Verlagsbuchhandlung Ges. m. b. H., 1978, S. 135, 155-156 参照。
- (22) 『非武装国民抵抗の思想』一〇二—一〇三頁参照。
- (23) *Exploring Nonviolent Alternatives*, p. 38. 邦訳、七八頁（傍点はシャープ）。
- (24) *Ibid.*, p. 3. 邦訳、二七頁参照。
- (25) *Ibid.*, pp. 62-63. 邦訳、一一三—一一五頁参照。